

電子提供措置の開始日

2026年6月4日

第78回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社Joshin

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役及び執行役員その他の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役兼社長執行役員を委員長とする「サステナビリティ委員会」及び「リスク管理委員会」がコンプライアンス全体を統括する。
- ② コンプライアンスの推進については、Joshinグループ共通ポリシーである「人権方針」「D&Iポリシー」「調達方針・調達ガイドライン」「腐敗防止方針」「環境基本方針」「ディスクロージャーポリシー」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」「製品安全自主行動指針」及び「行動規範」等を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処策がコンプライアンス統括責任者（サステナビリティ推進体制に基づき選任された執行役員）を通じてトップマネジメント、取締役会、執行役員会、監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ④ 「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「反社会的勢力排除に係る基本方針」及び「Joshinグループ行動規範」において全従業員に徹底し、対応体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危機を管理する組織としてリスク管理統括責任者（サステナビリティ推進体制に基づき選任された代表取締役兼社長執行役員）を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
- ② リスク管理委員会は、「リスク管理委員会」の下に設置された「コンプライアンス部会」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制部会」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
- ③ リスク管理委員会は、有事における事業継続を有効に機能させるための体制として事業継続マネジメントシステム（BCMS）を整備し推進するため、リスク管理委員会の下に「BCMS推進部会」を設置する。

- ④ 不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく災害（事故）対策委員会を招集し、損害の拡大防止にあたる。
- ⑤ 社長執行役員に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は監査等委員会と連携し、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直し、監査等委員会の承認を得て運用する。
- ⑥ 当社及び子会社各社における内部統制の運用状況については、四半期毎に内部統制担当執行役員が取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動し、サステナビリティ委員会がその進捗を管理する。
- ② 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務執行状況の監督等を行う。
- ③ 取締役会規則、執行役員規程、業務分掌規程、稟議決裁規程等の規律に基づき、執行役員への業務執行の決定に関する権限の委譲を進め、取締役会のモニタリング機能を強化する。
- ④ 取締役及び執行役員は自らの職務執行状況について四半期毎に取締役会に報告する。
- ⑤ 取締役会の審議をさらに活性化し、経営監督機能を強化するため、独立社外取締役を選任する。
- ⑥ 変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
- ⑦ 業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社取締役に当社執行役員及び幹部社員を就任させる。
- ② 子会社監査役に当社の常勤の監査等委員である取締役を就任させる。常勤の監査等委員である取締役が不在の場合は、内部統制部門または営業部門の幹部社員経験者を子会社の監査役に就任させる。
- ③ 当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社コンプライアンス統括責任者がコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
- ④ 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社においても(4)①⑥⑦について準用する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を置く。当該従業員は専任を基本とし、他の部署と兼務する場合でも、監査等委員会に係る業務を優先する。
- ② 当該従業員に関する具体的な人事については、監査等委員会の同意を得て取締役会がこれを定める。当該従業員の人事考課は、監査等委員会が行う。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員その他の従業員が監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員その他の従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員その他の従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③ 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社は、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び執行役員その他従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び執行役員その他従業員に周知する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

(8) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員その他の従業員にその説明を求めることとする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
- ③ 監査等委員会は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、監査の実効性を高めるために必要に応じて指揮命令を行うことができる。監査部に対する社長執行役員と監査等委員会の指揮命令が異なる場合、監査等委員会からの指揮命令が優先される。
- ④ 監査等委員である取締役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

なお、反社会的勢力の排除について、当社は犯罪対策閣僚会議（2007年6月19日公表）の主旨に基づく「反社会的勢力排除に係る基本方針」を取締役会において決議し、当社ウェブサイト等に公開しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとして、当期は、取締役、執行役員、部門長、子会社社長等が参加するサステナビリティ委員会を12回、リスク管理委員会を4回開催しており、グループ各部門における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。

なお、リスク管理委員会の下に設置された「コンプライアンス部会」は、当期7回実施し、情報セキュリティ対策を含む各種コンプライアンス課題への対応と情報共有を図っております。また、「内部統制部会」は、当期2回の会議開催と担当メンバーによる個別会合を随時実施し、内部統制制度への対応を行っております。

リスク管理委員会の下に設置された「BCMS推進部会」は、当期7回実施し、有事における事業継続のための課題への対応と情報共有を図っています。

- ② 当社グループにおける業務の適正を確保しコンプライアンス推進を確実なものとするための行動規範として「Joshinグループ行動規範」を2004年10月に制定し、その後も市場環境等の動向に応じて適宜改定するなど、当社グループにおける各種事業活動に対して従業員が遵守すべき事項の周知徹底に努めております。直近の改定は2025年11月であり、社会全体の意識の変化に対応すべく、人権尊重やダイバーシティ&インクルージョン、環境課題への対応などの内容を拡充いたしました。この改定を機に、同規範を従来の冊子による配付から電子化へと移行し、全従業員が社内イントラネットから常時閲覧できるようにするとともに、コーポレートサイトを通じて社外への開示も行っております。また、新入社員研修や役職登用候補者研修のテキストとしても活用するなど、全従業員の日常的な指導・教育に引き続き活用しております。

また、公益通報制度につきましては、社内通報窓口を当社リスクマネジメント部内に設置するとともに、ハラスメントに特化した通報窓口を人事総務部内に設置しております。さらに、社外通報窓口を弁護士事務所内に設けており、継続的に運用するとともに、従業員研修の際にも、公益通報制度の趣旨と通報窓口の案内をするなど、社内周知に努めております。

なお、反社会的勢力への対応につきましても、契約書等への反社会的勢力排除条項挿入等をはじめとした取り組みを継続して実施しております。

- ③ 財務報告の信頼性を確保するための取り組みとしては、毎年期初に内部統制の評価範囲の見直しを行っております。当期は、当社と子会社1社（ジョーシンサービス株式会社）を評価範囲として、全社的な内部統制を行うとともに、当社を重要な事業拠点とするIT全般統制、主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況の評価を実施しました。

- ④ 当期は、取締役会を17回開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務執行状況の監督等を行いました。なお、当社は2025年6月24日開催の第77回定時株主総会の終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したため、当期における監査役会は3回、監査等委員会は11回開催し、取締役の職務執行の適法性・妥当性の監査及び監督等を行いました。また、取締役会における決定事項の事前協議、周知、遂行及び執行役員相互の連絡、連携を目的とする執行役員会を52回開催しており、経営課題に対する取締役会での議論の活発化と意思決定の迅速化、ガバナンスの強化につなげています。

また、独立社外取締役を6名選任しており、取締役会においてその見識を踏まえた意見等により、取締役会における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。

- ⑤ 監査の実効性を高めるため、監査等委員と監査部との情報交換ミーティングを定期的に行っており、当期は10回実施しました。その他、監査等委員は執行役員会、リスク管理委員会等の重要な会議にも出席しております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」といいます。）を支配する者は、長年にわたり築き上げたお客さま、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならぬと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆さまの総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的な取り組みの概要

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客さまに快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客さまとの信頼関係の構築に努めております。

現在、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。少子高齢化がもたらす人口・世帯数の減少や高齢単身世帯の増加といった人口動態の変化、ICTの高度化、性別・年齢・国籍などに囚われず、それぞれ「個」を尊重し、認め合うというダイバーシティ&インクルージョンの浸透、さらには気候変動など、人を取り巻く社会構造や環境、価値観が大きく変化する中で、私たちの生活様式も大きく変わろうとしています。

そういった社会変化の現状と課題を踏まえたうえで、当社の理念体系の根幹を成す社は「愛」（「常に相手の立場に立って考え行動する」の意）の基本精神に則り、経営理念を改定いたしました。

【新経営理念】

「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」

新経営理念には、長期的な視点で未来を考え、社会のあるべき姿を思い描き、また「持続可能で誰ひとり取り残さない社会」を私たちの未来世代に引き継いでいきたいという思いを込めました。

また、当社が新たに創造する社会価値を「高齢社会のレジリエンス強化支援」と「家庭のカーボンニュートラルの実現」の二つに整理し、その実現のために「家電とICTの力で生活インフラのHubになる」を経営ビジョンと決めました。

家電販売を主とする小売業にとって、将来像に大きな影響を与えるものは、大きく2つあると考えております。ひとつは「少子高齢化」です。「少子高齢化」による人口・世帯数の減少、高齢単身世帯の増加は、消費者の購買行動の変化と市場規模の縮小、労働人口の減少という課題を内包しています。当社は、リスクとしてこの課題に対処しつつ、新たな事業機会として捉え、当社が提供すべき社会の持続的な発展を支える価値のひとつを、「高齢社会のレジリエンス強化支援」といたしました。

当社は、「レジリエンス」を”元の状態への復元”に留まらず、“変化への適応”と考えています。超高齢社会に変化していくことを踏まえ、当社はその変化の中でもチャンスを見だし、保有する営業ノウハウを上手く掛け合わせ、新たな付加価値を生み出し、提供し続けることを目指しています。

2つ目は、「気候変動」です。当社は、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言への賛同を2021年7月に表明いたしました。気候変動をはじめとする環境問題は、生物多様性を脅かすだけでなく、世界経済にきわめて大きな影響を与える重大なリスクだと言えます。その対策としてのカーボンニュートラルな社会の実現は、世界共通の目標であり、日本も2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを公約しております。世界各地で頻発する大規模自然災害を目の当たりにして気候変動への対応が喫緊の課題であるとの認識は高まっています。企業にとって環境課題はリスクですが、人々の環境認識の高まりは、対処の仕方ひとつでチャンスに転化することもできます。当社では家電販売を通じて、創エネ・蓄エネ・省エネ性能の高い家電製品（太陽光発電・蓄電池・省エネ家電製品など）を普及させるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を通じた循環型社会の構築にも積極的に取り組み、社会価値の向上に貢献してまいります。

以上の取り組みは、当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものと考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われる場合には、当該行為を行う者に対して、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、その時点で採用可能かつ適切と考えられる施策を講じてまいります。

(3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

基本方針の実現に資する特別な取り組みについては、お客さまに快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取り組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組みについて

上記（２）②の取り組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためのものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	19,245	70,850	△4,630	100,587
当期変動額					
剰余金の配当			△3,981		△3,981
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,280		3,280
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				84	84
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△701	84	△617
当期末残高	15,121	19,245	70,149	△4,546	99,970

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,102	△244	1,219	4,077	104,665
当期変動額					
剰余金の配当					△3,981
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,280
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					84
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	16		1,299	1,316	1,316
当期変動額合計	16	—	1,299	1,316	699
当期末残高	3,118	△244	2,519	5,393	105,364

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

〈連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〉

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

13社 ジョーシンサービス株式会社

ジョーシンテック株式会社

ジェー・イー・ネクスト株式会社

兵庫京都ジョーシン株式会社

ジャプロ株式会社

東海ジョーシン株式会社

関東ジョーシン株式会社

滋賀ジョーシン株式会社

和歌山ジョーシン株式会社

J・P・S 商事株式会社

北信越ジョーシン株式会社

J S D INSURANCE PTE.LTD.

ジョーシンリフォーム近畿株式会社

2026年2月5日付で、株式会社D Oのリフォームの全株式を取得し100%子会社とするとともに、同日付でジョーシンリフォーム近畿株式会社へ商号変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3)重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポ イ ン ト 引 当 金……………ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントのうち、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係るもの以外のポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

株 式 報 酬 引 当 金……………株式交付規程に基づく取締役、執行役員及び従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、取締役、執行役員及び従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、J S D INSURANCE PTE.LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針……………当社グループのリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

当社の連結子会社であるジョーシンサービス株式会社が有する退職一時金制度の退職給付債務の計算方法については従来まで簡便法によっておりましたが、同一の退職給付計算に含まれる従業員が300人を超えたため、当連結会計年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

収益及び費用の計上基準

当社グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

販売時のポイント付与サービスの提供については、付与したポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っており、ポイントの行使及び失効の時点において収益を認識しております。また、財またはサービスに対する保証については、財またはサービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別しており、保証期間を通じて一定期間にわたり収益を認識しております。

〈会計上の見積りに関する注記〉

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

(単位：百万円)

減損損失	※1	1,392
有形固定資産		70,701
無形固定資産		4,987
その他		124
合計	※2	75,814

※1.減損損失のうち店舗における資産グループ(36店舗)は1,392百万円であります。

※2.固定資産の減損に係る会計基準の対象となる固定資産の計上額を記載しております。なお、固定資産のうち店舗における資産グループ(217店舗)は63,872百万円であります。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、店舗資産については店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動による損益が継続してマイナスとなった場合等、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの基礎となる売上成長率と売上総利益率であります。売上成長率は過去の一定期間における平均売上成長率の範囲内で、売上総利益率は直近年度の実績率を勘案して算定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定である売上成長率や売上総利益率には不確実性が伴うため、市場環境の変化によっては、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

〈追加情報〉

1. 取締役及び当社と委任関係にある執行役員に対する信託を用いた株式報酬制度

当社は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。以下同様）及び当社と委任関係にある執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 制度の概要

当社の業績及び株式価値と当社取締役等の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年9月1日に導入いたしました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。信託期間約3年）が当社株式を取得し、当社取締役等に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式が本信

託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役等の退任時となります。また、2020年6月23日開催の取締役会、2023年4月18日開催の取締役会、次いで2026年3月3日開催の取締役会において、株式交付規程の一部改訂を行ったうえでそれぞれ3年間延長することが決議されております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数 639百万円、249千株

2. 従業員に対する信託を用いた株式報酬制度

当社は、2024年5月7日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社グループのうち一部の会社の従業員（以下総称して、「従業員」といいます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度であるRS信託（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 制度の概要

本制度は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して当社が定める株式交付規程に従って、付与するポイントに応じた数の当社株式を交付するものです。なお、従業員に交付される当社株式については、当社と各従業員の間で譲渡制限契約を締結することにより退職までの譲渡制限を付すものとしております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数 1,065百万円、416千株

〈連結貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額 55,283百万円

2. 土地の再評価について（連結計算書類作成会社）

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日 2001年3月31日

(3) 再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△274百万円

〈連結損益計算書に関する注記〉

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 435,784百万円

〈連結株主資本等変動計算書に関する注記〉

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 28,000,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,654	100	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月4日 取締役会	普通株式	1,327	50	2025年9月30日	2025年12月1日

- (注) 1. 2025年6月24日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員及び従業員向け株式交付信託口に対する配当金69百万円が含まれております。
2. 2025年11月4日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員及び従業員向け株式交付信託口に対する配当金33百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,327	50	2026年3月31日	2026年6月29日

- (注) 配当金の総額には、役員及び従業員向け株式交付信託口に対する配当金33百万円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数
該当事項はありません。
5. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程及び経理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月末ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は市場リスク管理規程に従い、基本的に市場リスクのヘッジ目的でのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金並びにコマーシャル・ペーパーについても短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	5,677	5,677	—
(2)差入保証金	12,686	9,978	△2,708
資産 計	18,363	15,655	△2,708
長期借入金	36,930	36,569	△360
負債 計	36,930	36,569	△360
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 市場価格のない株式等

非上場株式等（連結貸借対照表計上額59百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優位順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	5,677	—	—	5,677
資産計	5,677	—	—	5,677

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	9,978	—	9,978
資産計	—	9,978	—	9,978
長期借入金	—	36,946	—	36,946
負債計	—	36,946	—	36,946

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〈賃貸等不動産に関する注記〉

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

〈収益認識に関する注記〉

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

一時点で認識する収益	430,364百万円
一定期間にわたって認識する収益	5,420百万円
顧客との契約から生じる収益	435,784百万円
その他の収益	866百万円
外部顧客への売上高	436,650百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

一時点で認識する収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

一定期間にわたって認識する収益は、財またはサービスに対する保証であります。この収益は、財またはサービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別しております。

その他の収益は、主に当社グループの店舗等へのテナント誘致や遊休物件の賃貸に伴う不動産賃貸収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	25,390百万円	37,761百万円
契約資産	一百万円	24百万円
契約負債		
契約負債	23,768百万円	26,119百万円
前受金（流動負債のその他）	6,361百万円	7,187百万円

契約資産は、流動資産に24百万円計上しており、リフォーム事業において主に工事の進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件となった時点で売掛金に振替えております。

契約負債は、流動負債に10,576百万円、固定負債に15,542百万円計上しており、販売時に付与したポイント及び財またはサービスに対する保証のうち、当連結会計年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。

前受金は、7,187百万円を流動負債の「その他」に含めて表示しており、店頭販売やインターネット販売等における商品売上のうち、当連結会計年度末時点において顧客への引渡しの完了していないものの残高であり、今後商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足するものであります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係るものが2,923百万円、財またはサービスに対する保証に係るものが5,420百万円であります。また、期首の前受金残高に含まれていたものは6,361百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2026年3月31日現在、顧客への商品の引渡し完了していない、商品売上に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は7,187百万円であります。当該残存履行義務について、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足すると判断されるため、その性質上、1年以内で収益を認識することを見込んでおります。

販売時にポイントを付与するサービスの提供に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は5,043百万円であります。当該残存履行義務について、ポイントの行使及び失効の時点において収益を認識することを見込んでおります。

また、財またはサービスに対する保証に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は21,075百万円であります。当該残存履行義務について、顧客との保証の内容に基づき今後3年から10年で収益を認識することを見込んでおります。

〈1 株当たり情報に関する注記〉

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,071円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 126円81銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員及び従業員向け株式交付信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は677千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は666千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	別 途 積 立 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	15,121	5,637	13,607	13,000	43,388
当期変動額					
剰余金の配当					△3,981
当期純利益					2,172
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,809
当期末残高	15,121	5,637	13,607	13,000	41,578

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合 計	
当期首残高	△4,630	86,125	3,098	△244	2,854	88,979
当期変動額						
剰余金の配当		△3,981				△3,981
当期純利益		2,172				2,172
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	84	84				84
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			15		15	15
当期変動額合計	84	△1,724	15	—	15	△1,709
当期末残高	△4,546	84,400	3,114	△244	2,869	87,270

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〈重要な会計方針に係る事項に関する注記〉

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 …… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産 …… 定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金……………ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントのうち、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係るもの以外のポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

株式報酬引当金……………株式交付規程に基づく取締役、執行役員及び従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、取締役、執行役員及び従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

販売時のポイント付与サービスの提供については、付与したポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っており、ポイントの行使及び失効の時点において収益を認識しております。また、財またはサービスに対する保証については、財またはサービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別しており、保証期間を通じて一定期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法………金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針………当社のリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

〈会計上の見積りに関する注記〉

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：百万円)

減損損失	※1	1,387
有形固定資産		70,472
無形固定資産		4,033
その他		124
合計	※2	74,629

※1.減損損失のうち店舗における資産グループ(35店舗)は1,387百万円であります。

※2.固定資産の減損に係る会計基準の対象となる固定資産の計上額を記載しております。なお、固定資産のうち店舗における資産グループ(210店舗)は63,666百万円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表〈会計上の見積りに関する注記〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈追加情報〉

1. 取締役及び当社と委任関係にある執行役員に対する信託を用いた株式報酬制度
2. 従業員に対する信託を用いた株式報酬制度
「連結注記表〈追加情報〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈貸借対照表に関する注記〉

- | | | |
|----------------------|--------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 54,683百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 | 短期金銭債権 | 858百万円 |
| | 短期金銭債務 | 36,918百万円 |
| | 長期金銭債務 | 8百万円 |
3. 土地の再評価について
「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- (1) 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。
- (2) 再評価を行った年月日 2001年3月31日
- (3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 274百万円

〈損益計算書に関する注記〉

- | | | |
|---------------------------|-----------------|------------|
| 1. 関係会社との取引高 | 営業取引による取引高 | |
| | 売上高 | 1,760百万円 |
| | 仕入高(外注費を含む) | 19,623百万円 |
| | その他の営業取引高 | 6,772百万円 |
| | 営業取引以外の取引による取引高 | 635百万円 |
| 2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 | | 434,558百万円 |

〈株主資本等変動計算書に関する注記〉

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 2,120,324株

(注) 自己株式数については当事業年度末に役員及び従業員向け株式交付信託口が保有する当社株式666,452株を含めて記載しております。

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産	
減損損失	2,239百万円
資産除去債務	1,300百万円
契約負債	1,204百万円
減損により取崩した土地再評価差額金	1,067百万円
棚卸資産評価額	901百万円
賞与引当金	871百万円
その他	1,314百万円
小計	8,899百万円
評価性引当額	△3,355百万円
合計	5,543百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	1,765百万円
その他有価証券評価差額金	1,346百万円
資産除去債務に対応する除去費用	538百万円
長期修理保証制度保険料	337百万円
その他	44百万円
合計	4,032百万円
繰延税金資産の純額	1,511百万円

② 再評価に係る繰延税金負債

再評価に係る繰延税金資産	342百万円
評価性引当額	△342百万円
計	一百万円
再評価に係る繰延税金負債	387百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

〈関連当事者との取引に関する注記〉

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ジョーシンサービス株式会社	所有 直接 100.0%	商品の配送、据付、修理及び保守業務の委託	資金の借入	19,600	短期借入金	9,100
				資金の借入	18,500		
				役員の兼任	利息の支払 (注)	85	未払費用
	ジョーシントック株式会社	所有 直接 100.0%	長期修理保証制度加入受付業務の受託	資金の借入	59,000	短期借入金	23,600
				資金の借入	56,700		
				役員の兼任	利息の支払 (注)	223	未払費用

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

〈収益認識に関する注記〉

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表〈収益認識に関する注記〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈1株当たり情報に関する注記〉

- 1株当たり純資産額 3,372円15銭
- 1株当たり当期純利益 83円99銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員及び従業員向け株式交付信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は677千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は666千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。